

日本ペットアンドアニマル専門学校

# 学 則（新）

学校法人 タイケン学園

# 日本ペットアンドアニマル専門学校 学 則

## 第1章 総 則

(目的)

第1条 本校は、学校教育法に基づき、ペット動物及びその他の各種動物に関する知識並びに管理技術を修得するための専門教育を行い、動物産業界で活躍できる人材を育成することを、目的とする。

(名称)

第2条 本校は、日本ペットアンドアニマル専門学校と称する。

(位置)

第3条 本校は、東京都板橋区赤塚新町三丁目17番17号に置く。

(自己点検、評価)

第4条 本校は、その教育の一層の充実を図り、本校の目的及び社会的使命を達成するため、本校における教育活動等の状況について自ら点検及び評価を行うものとする。

2 前項の点検及び評価の実施に関し、必要な事項は別に定める。

## 第2章 課程・学科・修業年限及び定員等

(課程等)

第5条 本校の課程、学科、修業年限及び定員等は次のとおりとする。

昼夜別	分野別	課程名	学科名	修業年限(年)	入学定員(人)	総定員(人)	学級数	備考
昼間部	文化教養	動物管理 専門課程	ペットビューティー・ケア科	2	40	80	2	1学年 40人 2学年 40人
			動物飼育科	2	40	80	2	1学年 40人 2学年 40人
			水族館・ドルフィン ントレーナー科	2	40	80	2	1学年 40人 2学年 40人
		計			120	240	6	

(学年及び学期の終始期)

第6条 本校の学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 本校の学期は、次のとおりとする。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から3月31日まで

(休業日)

第7条 本校の休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日

(3) 夏季休業日 7月20日から8月31日まで

(4) 冬期休業日 12月25日から1月7日まで

(5) 春期休業日 3月11日から4月5日まで

2 教育上必要があり、且つ、やむを得ない事情があるときは、前項の規定にかかわらず休業日に授業を行うことがある。

3 非常変災その他急迫の事情があるときは、臨時に授業を行わないことがある。

### 第3章 教育課程・授業時数及び教職員組織

(教育課程、授業時数)

第8条 本校の教育課程及び授業時数は、別表1のとおりとする。

(授業時数の単位数への換算)

第9条 本校の専門課程の授業科目の授業時数を単位数に換算する場合には、講義にあつては30時間をもって1単位、演習にあつては30時間をもって1単位並びに実験、実習及び実技にあつては45時間をもって1単位とする。

(他の専門学校等における授業科目の履修)

第10条 他の専修学校、大学等において履修した科目のうち、当校が指定する科目について各課程の修了に必要な総授業時数の2分の1を超えない範囲で、当該課程の履修とみなす。

2 指定する科目は別に定める。

(始業及び終業の時刻)

第11条 本校の始業及び修業の時刻は、次のとおりとする。

昼夜別	課程名	学 科 名	始業時間	終業時間
昼	動物管理 専門課程	ペットビューティー・ケア科	09:00	17:50
		動物飼育科	09:00	17:50
		水族館・ドルフィントレーナー科	09:00	17:50

(教職員組織)

第12条 本校に次の教職員を置く。

- (1) 校長 1人
- (2) 副校長 1人
- (3) 教員 7人以上
- (4) 助手 1人以上
- (5) 事務職員 2人以上
- (6) 学校医 1人

2 校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する。

3 副校長は校長を補佐するとともに、校長不在時は校務をつかさどる。

## 第4章 入学、休学、退学及び卒業

(入学資格)

第13条 本校の入学資格は、次のとおりとする。

- (1) 高等学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者
- (2) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (3) 文部科学大臣が高等学校の課程に相当する課程を有するものとして指定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (4) 文部科学大臣の指定した者
- (5) 大学入学資格検定規程により文部科学大臣の行う大学入学資格検定に合格した者
- (6) 修業年限が3年の専修学校の高等課程を修了した者
- (7) その他専修学校において、高等学校を卒業した者に準ずる学力があると認められた者

(入学時期)

第14条 本校の入学時期は、毎年4月1日とする。

(入学手続、許可)

第15条 本校に入学しようとする者は、本校の定める入学願書その他の書類に必要事項を記載し、第22条に定める入学検定料を添えて指定期日までに出席しなければならない。

2 前項の手続を終了した者に対して入学選考等を行い、入学者を決定する。

3 本校に入学許可された者は、指定期日以内に第22条に定める入学金等を添えて手続をとらなければならない。

(休学、復学)

第16条 生徒が疾病その他やむを得ない事由によって、30日以上休学する場合は、その事由を記載した書類及び診断書を提出して、校長の許可を受けなければならない。

2 前項の者が復学しようとする場合は、届け出て、復学することができる。

(退学)

第17条 退学しようとする者は、その事由を記載した書類を提出し、校長の許可を受けなければならない。

(卒業・修了の認定)

第18条 校長は、教育課程の定めるところにより、各学年ごとに修了すべき学科目について試験を行い、合格者に対して当該科目の修了を認定する。ただし、臨床実習については、臨床実習の成績によって修了を認定することができる。

2 本校所定の課程を修了した者には、卒業証書を授与する。

第19条 前条に規定するところにより、動物管理専門課程ペットビューティー・ケア科、動物飼育科及び水族館・ドルフィントレーナー科を修了した者は、専門士（文化教養専門課程）と称することができる。

## 第5章 賞 罰

(褒賞)

第20条 成績優秀にして、他の模範となる者には、褒賞することがある。

(懲戒)

第21条 生徒がこの学則、その他本校の定める諸規則を守らず、生徒としての本分にもとる行為があったときは、懲戒処分を行うことがある。

2 懲戒は訓告、停学及び退学とする。

3 退学は、次の各号の一に該当する生徒に対してのみ行うものとする。

- (1) 性行不良で改善の見込がないと認められた者
- (2) 学力劣等で成業の見込がないと認められた者
- (3) 正当な理由がなくして出席が常でない者
- (4) 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者

## 第6章 入学金、授業料等

(納付金等)

第22条 本校の入学金、授業料等は、次のとおりとする。

区 分	ペットビューティー・ケア科	動物飼育科	水族館・ドルフィントレーナー科
入学検定料	20,000円	20,000円	20,000円
入学金	200,000円	200,000円	200,000円
授業料（年額）	500,000円	500,000円	500,000円
施設設備費	320,000円	300,000円	300,000円
飼育管理費	40,000円	40,000円	40,000円

2 その他、各専攻別に、教育に必要な演習費等を徴収する。

(納入及び納入の特例)

第23条 生徒がその在籍中は、出席の有無にかかわらず、授業料を所定の期日までに納入しなければならない。

2 生徒が休学したときは、前項の規定にかかわらず、休学期間中の授業料を免除することがある。

3 特別の理由のある場合には、別に定めるところにより、授業料の全部又は一部を減免することがある。

(滞納)

第24条 正当な理由がなく、かつ、所定の手続を行わずに授業料を3箇月以上滞納し、その後においても納入の見込がないときは、退学を命ずることがある。

(納入金の還付)

第25条 3月31日迄に入学辞退を申し出た場合、既に納入した授業料、及び実験実習費は返金する。但し、受験料、入学金は返金できない。4月1日以降の入学辞退はいかなる理由であろうとも一切返金できない。

(健康診断)

第26条 健康診断は、毎年1回、別に定めるところにより、実施する。

## 第7章 雑 則

(施行細則)

第27条 この学則の施行に関し必要な事項は、校長が別に定める。

附 則

この学則は、平成14年4月1日から実施する。

附 則

この学則は、平成16年3月1日から実施する。

附 則

この学則は、平成20年4月1日から実施する。

附 則

この学則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この学則は、令和5年4月1日から施行する。

2 第22条にかかわらず、令和4年度入学者については、旧学則を適用する。

## 教育課程及び授業時数

ペットビューティー・ケア科							
授 業 科 目	必須 選択 の別	1 年次		2 年次		授業時数 合計 (単位数)	
		年間授業 時間数	週授業 時間数	年間授業 時間数	週授業 時間数		
一 般 教 育 科 目	ビジネスマナー	選	60	2	—	—	60. (2)
	総合教育	選	—	—	60	2	60. (1)
	就職対策講座	選	—	—	60	2	60. (2)
	人と動物の関係学	必	—	—	60	2	60. (2)
専 門 教 育 科 目	犬・猫種総論	必	60	2	—	—	60. (2)
	動物の衛生	必	—	—	60	2	60. (2)
	動物の解剖と生理	必	60	2	—	—	60. (2)
	動物の栄養	必	—	—	60	2	60. (2)
	動物の遺伝と繁殖	必	60	2	—	—	60. (2)
	動物の行動	必	—	—	60	2	60. (2)
	動物の病気	必	60	2	—	—	60. (2)
	小動物概論	選	60	2	—	—	60. (2)
	アロマ/ドッグマッサージ	選	—	—	60	2	60. (2)
	専攻専門講座Ⅰ 専攻専門講座Ⅱ	必 必	120 —	4 —	— 120	— 4	— 4
専 門 演 習 科 目	しつけトレーニング	選	120	4	—	—	120. (4)
	看護演習	必	120	4	—	—	120. (4)
	トリミング演習Ⅰ	必	240	8	—	—	240. (8)
	トリミング演習Ⅱ	必	—	—	180	6	180. (6)
	専攻演習科目Ⅰ	必	240	8	—	—	240. (8)
	専攻演習科目Ⅱ	必	—	—	360	12	360. (12)
	専攻演習科目Ⅲ	選	—	—	120	4	120. (4)
必須科目授業時数			960 時間	32 単位	900 時間	30 単位	1860 時間・62 単位
卒業に必要な総授業時数			960 時間	32 単位	900 時間	30 単位	1860 時間・62 単位

備考：

動物看護・リハビリテーション専攻、愛犬美容・ライフデザイン専攻、及びドッグトレーニング専攻の演習科目Ⅰ及び専攻演習科目Ⅱの授業内容は、それぞれ、グルーミング演習Ⅰ、Ⅱ等、臨床検査演習Ⅰ、Ⅱ等、及びドッグトレーニング演習Ⅰ、Ⅱ等である。また、専攻専門講座の授業内容は、エキゾチック、アニマルセラピー等である。

## 教育課程及び授業時数

動物飼育科							
授 業 科 目		必須 選択 の別	1 年次		2 年次		授業時数 合計 (単位数)
			年間授業 時間数	週授業 時間数	年間授業 時間数	週授業 時間数	
一 般 教 育 科 目	ビジネスマナー	選	60	2	—	—	60. (2)
	総合教育	選	—	—	60	2	60. (2)
	就職対策講座	選	—	—	60	2	60. (2)
	人と動物の関係学	必	—	—	60	2	60. (2)
専 門 教 育 科 目	野生動物概論	必	60	2	—	—	60. (2)
	小動物概論	必	60	2	—	—	60. (2)
	魚類・海洋哺乳類概論	必	60	2	—	—	60. (2)
	動物の衛生	必	60	2	—	—	60. (2)
	犬・猫種総論	必	60	2	—	—	60. (2)
	動物の解剖と生理	必	—	—	60	2	60. (2)
	動物の栄養	必	—	—	60	2	60. (2)
	動物の行動	必	60	2	—	—	60. (2)
	動物園研究	必	60	2	—	—	60. (2)
	専攻専門講座Ⅰ	必	120	8	—	—	120. (4)
	専攻専門講座Ⅱ	必	—	—	300	10	300. (10)
	専攻専門講座Ⅲ	選	—	—	60	2	60. (2)
	専 門 演 習 科 目	動物飼育演習Ⅰ	必	240	8	—	—
動物飼育演習Ⅱ		必	—	—	240	8	240. (8)
自然観察		選	120	4	—	—	120. (4)
専攻演習科目Ⅰ		必	240	8	—	—	240. (8)
専攻演習科目Ⅱ		必	—	—	240	8	240. (8)
必須科目授業時数			900 時間	30 単位	960 時間	32 単位	1860 時間・62 単位
卒業に必要な総授業時数			900 時間	30 単位	960 時間	32 単位	1800 時間・62 単位

備考：

動物飼育専攻、エコツーリズム専攻、アニマルセラピー専攻及びライフデザイン・コミュニケーション専攻の演習科目Ⅰ及び専攻演習科目Ⅱの授業内容は、それぞれ、自然観察演習Ⅰ、Ⅱ(野外)、乗馬トレーニングⅠ・Ⅱ、ビオトープⅠ・Ⅱ等である。また、専攻専門講座Ⅰ及び専攻専門講座Ⅱの授業内容は、それぞれ、環境概論、動物救護、プレゼンテーション論、生態学等である。

## 教育課程及び授業時数

水族館・ドルフィントレーナー科							
授 業 科 目	必須 選択 の別	1 年次		2 年次		授業時数 合計 (単位数)	
		年間授業 時間数	週授業 時間数	年間授業 時間数	週授業 時間数		
一 般 教 育 科 目	ビジネスマナー	選	60	2	—	—	60. (2)
	総合教育	選	—	—	60	2	60. (2)
	就職対策講座	選	—	—	60	2	60. (2)
	人と動物の関係学	必	—	—	60	2	60. (2)
専 門 教 育 科 目	魚類の生態Ⅰ	必	60	2	—	—	60. (2)
	魚類の生態Ⅱ	必	—	—	60	2	60. (2)
	水生無脊椎生物	必	60	2	—	—	60. (2)
	海洋哺乳類Ⅰ	必	60	2	—	—	60. (2)
	海洋哺乳類Ⅱ	必	—	—	60	2	60. (2)
	水族館博物館研究Ⅰ	必	60	2	—	—	60. (2)
	水族館博物館研究Ⅱ	必	—	—	60	2	60. (2)
	海洋学	必	120	4	—	—	120. (4)
	専攻専門講座Ⅰ	必	240	8	—	—	240. (8)
専攻専門講座Ⅱ	必	—	—	240	8	240. (8)	
専 門 演 習 科 目	水棲生物の飼育Ⅰ	必	120	4	—	—	120. (4)
	水棲生物の飼育Ⅱ	必	—	—	120	4	120. (4)
	専攻演習科目Ⅰ	必	240	8	—	—	240. (8)
	専攻演習科目Ⅱ	選	120	4	—	—	120. (4)
	専攻演習科目Ⅲ	必	—	—	300	10	300. (10)
	専攻演習科目Ⅳ	選	—	—	60	2	60. (2)
必須科目授業時数			960 時間	32 単位	900 時間	30 単位	1860 時間・62 単位
卒業に必要な総授業時数			960 時間	32 単位	900 時間	30 単位	1860 時間・62 単位

備考：

海洋生物専攻、水族館・アクアリスト専攻、及びドルフィントレーナー専攻の演習科目Ⅰ、Ⅱの授業内容は、それぞれ、海洋演習Ⅰ、Ⅱ(野外)等、水生生物の飼育繁殖演習Ⅰ、Ⅱ等、及び、ドルフィンスイム演習等である。また、専攻専門講座Ⅰ及び専攻専門講座Ⅱの授業内容は、それぞれ、アクアビジネス論Ⅰ・Ⅱ、水族館・アクアリスト論Ⅰ・Ⅱ、海洋生物講座Ⅰ・Ⅱ等である。